

問16

被害届は、子供が出さないといけないのですか。

親でもいいですか。

被害に遭った時のことについては、親御さんが知り得る範囲で確認させていただき、被害届については、子供さんから聞かなくとも作成できるようであれば親御さんから聞き取って被害届を作成します。

ただ、どうしても子供さんから事情を聞かなければならない時には、どのようなかたちで聞き取りをするかについて検討します。

